

官報

号外 昭和三十六年二月二十八日

第三十八回 衆議院會議録 第十号

昭和三十六年二月二十八日(火曜日)

議事日程 第六号

昭和三十六年二月二十八日

午後一時開議

一 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)、関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求める件
第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求める件
第三 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第四 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第七 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求める件
日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求める件
日程第三 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第六 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第七 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十六年二月二十八日 衆議院會議録第十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

午後四時二十二分開議
○副議長(久保田鶴松君) これより会議を開きます。

○田邊國男君 内閣提出、関税定率法の一部を改正する法律案、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案の趣旨説明はあと回しにせられんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求める件
日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求める件

○副議長(久保田鶴松君) 日程第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補足する議定書の締結について承認を求めるの件

いて承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和三十六年二月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

理由

政府は、昭和三十五年五月七日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

昭和三十六年二月二十八日 衆議院會議録第十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補正する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

一六

千九百五十七年三月二十三日に東京で署名された議定書により補正された千九百五十四年四月十六日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約をさらに修正補正する議定書を締結することを希望して、

よつて、このため、それぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

第二条(1)(b)を削り、次の規定を置く。

(b) 「権限のある当局」とは、日本国については大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理人をいい、合衆国については財務長官又は財務長官が権限を与えた代理人をいう。

第二条

第六条を削り、次の規定を置く。

第六条

(1) 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人その他の団体が当該一方の締約国内の源泉から取得する利子に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、百分の十五をこえてはならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、

(a) 日本銀行及び日本輸出入銀行は、合衆国内の源泉から取得する利子について、合衆国の租税を免除される。

(b) 合衆国連邦準備銀行及びワシントン輸出入銀行は、日本国内の源泉から取得する利子について、日本国の租税を免除される。

(3) この条において「利子」とは、債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券を含む。）の利子をいう。

第三条

第八条中「いずれの課税年度についても」の上に「当該所得について、」を加える。

第四条

第十条を削り、次の規定を置く。

第十条

(1)(a) 政府の職務の遂行として合衆国政府の被用者により提供された役務について、合衆国の市民である個人（永住のため日本国に入国することを許可された者を除く。）に対し、合衆国政府が支払ひ、又は合衆国政府が設立する基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金は、日本国の租税を免除される。

(b) 政府の職務の遂行として日本国政府の被用者により提供された役務について、日本国の国民である個人（永住のため合衆国に入国することを許可された者を除く。）に対し、日本国政府が支払ひ、又は日本国政府の支出に係る基金から支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給又は年金は、合衆国の租税を免除される。

(c) この項の規定は、いずれか一方の締約国の政府が利得を得る目的で営む営業又は事業に関する提供された役務につき支払われる給料、賃金又はこれらに類する報酬及び恩給

又は年金については、適用しない。

(2) 他方の締約国の居住者である個人に対し、一方の締約国の政府が支払ひ、又は(1)(a)若しくは(1)(b)にいうそれぞれの基金から支払われる恩給又は年金（雇用者又は被用者の掛け金によるものであると又はその増加分によるものであるとを問わない。）は、その支払金額のうち当該一方の締約国が報酬について租税を免除した役務に対応する部分の額を限度として、当該一方の締約国の租税を免除される。

第五条

第十三条(1)を削り、次の規定を置く。

(b) 一方の締約国（その地方公共団体を含む。）又は一方の締約国の企業が支払う利子は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。ただし、船舶又は航空機の購入に係る債務に関して支払う利子を除く。

(1) 一方の締約国の企業で両締約国外に恒久的施設を有するものが他方の締約国の居住者若しくは法人その他の団体に對して支払う利子又は

(ii) 一方の締約国の企業で他方の締約国内に恒久的施設を有するものが支払う利子であつて、その恒久的施設の営業又は事業の遂行に當たつてその使用のために負担した債務又はその受け入れた金融業務に係る預金に関するものは、その恒久的施設が存在する国の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

第六条

第十四条(2)本文及び第三文を削り、次の規定を置く。

ただし、合衆国は、その租税から日本国の租税の額を控除するものとする。このように控除される日本国の租税の額は、この条約に別段の定めがある場合を除き、合衆国の歳入に関する法令に従つて決定される。

第七条

千九百五十七年三月二十三日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の補正議定書の規定は、この議定書第二条の規定によつて修正され、かつ、補正された千九百五十四年四月十六日の条約第六条の規定が効力を生ずる時に効力を失ふ。

第八条

(1) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにワシントンで交換されるものとする。

(2) この議定書は、批准書の交換の日に効力を生じ、その交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得又は利得について適用する。

(3) この議定書は、前記の千九百五十四年四月十六日の条約が有効である限り効力を有する。

千九百六十年五月七日に東京で、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

藤山愛一郎

アメリカ合衆国政府のために

ダグラス・マックアーサー二世

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補正する議定書の締結について承認を求めるの件

昭和三十六年二月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補正する議定書の締結について承認を求めるの件

理由

政府は、昭和三十五年六月二十八日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補正する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約を補正する議定書

日本国政府及びパキスタン政府

は、千九百五十九年二月十七日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を補正する議定書を締結することを希望して、

よつて、このため、それぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第七條の次に次の新たな条を加える。

第一條

第七條のA

(1)(a) 一方の締約国（その地方公共団体を含む。）若しくはその締約国の法人若しくはその他の団体が発行する債券若しくは社債

(b) 一方の締約国内で預入された預金又は

(c) 一方の締約国内で行なう営業、事業その他の取引に係る貸付金（延払いの方法による貸付金を含む。）

の利子は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ひ、その締約国が課税しうるものとする。

(2) 一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内の源泉から取得する利子に対して当該他方の締約国が課する租税の税率は、三十パーセントをこえないものとする。ただし、当該利子が当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該居住者又は法人が行なう営業又は事業に關連して生ずる場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、(a) 一方の締約国（その地方公共団体を含む。）が発行する債券の利子で、他方の締約国の居住者又は法人に支払われるものは、当該一方の締約国の租税を免除される。

(b) 第六條(7)(a)から(5)までに掲げる種類のいずれかに該当する産業的事業に従事するパキスタンの企業が発行する社債又は前記のパキスタンの企業に対する貸付金（延払いの方法による貸付金を含む。）の利子で、日本の居住者又は日本の法人に支払われるものは、パキスタンの租税を免除される。

(c) 日本の企業が発行する社債又は日本の企業に対する貸付金（延払いの方法による貸付金を含む。）の利子で、パキスタンの居住者又はパキスタンの法人に支払われるものは、日本の租税を免除される。

ただし、当該利子が一方の締約国内にある恒久的施設を通じて他方の締約国の居住者又は法人が行なう営業又は事業に關連して当該一方の締約国内の源泉から生ずる場合は、この限りでない。

(4) 「利子」とは、債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権（不動産によつて担保される債権又は債券を含む。）の利子をいう。

第二條

第十三條を削り、次の条を置く。

第十三條

(1) 一方の締約国に存在する不動産から生ずる他方の締約国の居住者又は法人の所得は、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ひ、当該締約国が課税しうるものとする。

(2) 「不動産から生ずる所得」とは、不動産から生ずるすべての種類の所得（鉱山、採石場、その他の天然資源の運用に關する使用料を含む。）をいう。

第三條

第十四條(2)の次に次の新たな項を加える。

(3) (2)の控除の適用上、第七條のA(3)の規定に基づいて免除されたパキスタンの租税の額は、支払われたものとみなす。

第四條

(1) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにカラチで交換されるものとする。

(2) この議定書は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、

(a) パキスタンにおいては、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各「前年度」（パキスタンの税法によつて定義されるものをいう。）において、

(b) 日本国においては、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度において、

発行された債券若しくは社債、預入された預金若しくは貸し付けられた貸付金又は発生したその他のすべての種類の債権のこの議定書により補足された第七條のAにいう利子及び不動産から生じたこの議定書により補足された第十三條にいう所得について適用する。

(3) この議定書は、千九百五十九年二月十七日の前記の条約が有効である限り、効力を有する。以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受けた、この議定書に署名した。

千九百六十年六月二十八日に東京で、英語により本書一通を作成した。

日本国のために
藤山愛一郎

パキスタンのために
モハメッド・アリー

○副議長（久保田鶴松君） 委員長の報告を求めます。外務委員長堀内一雄君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔堀内一雄君登壇〕

○堀内一雄君 ただいま議題となりました二つの案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、日米議定書につき申し上げます。

この議定書は、昭和二十九年に締結され、三十二年に補足された二重課税に關する条約をさらに修正補足するものでありまして、昨年五月七日に東京において署名を了しました。

そのおもなる内容は、日本銀行及び米國連邦準備銀行の受け取り利子の相互免除を認めたと及び企業の利子の発生源泉の規定が不十分なため二重課税を生ずるおそれもありましたので、この点を修正して、利子の発生源泉を明確にしたこと等でありました。

次に、日本とパキスタンとの議定書につき申し上げます。

この議定書は、昭和三十四年に締結された二重課税に關する条約に利子課税について補足するものでありまして、昨年六月二十八日に東京において署名を了しました。

そのおもなる内容は、利子一般について三〇％以下の軽減税率を適用すること、また、公債の利子並びに重要産業に従事するパキスタンの企業及び日本のすべての企業が発行する社債及びこれらの企業に対する貸付金の利子は相互に免税すること、さらに、このようにしてパキスタンで免税された租税は日本で外国税額控除の際にパキスタンで支払ったものとみなすこと等であります。

この二案件は、二月四日日本委員会に付託され、同月八日會議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。その詳細は會議録により御了承願ひいたします。

かくて、二月二十二日、この二案件につき討論を省略して採決の結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、報告申し上げます。（拍手）

○副議長（久保田鶴松君） 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長（久保田鶴松君） 御異議なしと認めます。よつて、両件は委員長報告の通り承認するに決しました。（拍手）

日程第三 自治省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第四 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（久保田鶴松君） 日程第三、自治省設置法の一部を改正する法律案、日程第四、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和三十六年二月二十八日 衆議院會議録第十号 自治省設置法の一部を改正する法律案外一案 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案外一案

自治省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月十三日

内閣総理大臣 池田勇人

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

地方財務會計制度調査会の審議状況にかんがみ、同調査会の設置期限を一年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月十三日

内閣総理大臣 池田勇人

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「五千万円」を「五千八百万円」に改める。

第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

過去の実績と最近の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事草野一郎平君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔草野一郎平君登壇〕

○草野一郎平君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、自治省設置法の一部を改正する法律案は、昭和三十四年設置された自治省の付属機関たる地方財務會計制度調査会が、いまだその結論を出すに至らないので、その存続期間を一年延長し、昭和三十七年三月三十一日までとしようとするものであります。

次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、現在、内廷費及び皇族費の定額は、それぞれ五千万円、三百万円と定められておりましたが、いずれも昭和三十三年に改定されたものでありまして、今日までの実績と近年の情勢にかんがみ、これらをそれぞれ五千八百万円、四百二十万円に増額改定しようとするものであります。

両案は、二月十三日本委員会に付託、十四日政府より提案理由の説明を

聞き、二十三日質疑を終了、討論の通告もないので直ちに採決の結果、いずれも全会一致をもってそれぞれ原案の通り可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。

よって、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第五 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(久保田鶴松君) 日程第五、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案、日程第六、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月三十一日

内閣総理大臣 池田勇人

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第五項及び第十条の三第二項中「一億八千万円」を「二億六千万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額を増額するとともに、奄美群島復興信用基金の資本金の額を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月四日

内閣総理大臣 池田勇人

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「十八億円」を「二十一億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

公営企業金融公庫について、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事田中第一君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔田中第一君登壇〕

○田中第一君 ただいま議題となりました両法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を申し上げます。

まず、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金を二億六千万円に増額しようとするものであります。

奄美群島の復興事業は逐次推進を見つつあるのでありますが、御承知のように、同群島の経済ははなはだ脆弱でありまして、産業資金の融通が円滑を欠き、このことが同群島復興の大きな隘路となっておりますことにかんがみ、さきに、その対策として、群島内の中小規模の事業者に対し小口の事業資金の貸付を行なわせるため、奄美群島復興信用基金に一億八千万円の政府出資をいたしておるのであります。

しかし、この程度の資金をもちましてはとうてい熾烈な資金需要に応ずることができない状況でありますので、今回、政府は、その資金として新たに八千万円を追加することとし、これに伴い本案を提出いたしましたのであります。

本案は、二月四日当委員会に付託され、二月十日渡海自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、慎重に審議を行なったのでありますが、その内容は會議録によつて御承知いただきたいと存じます。

本月二十三日質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本案は、公営企業金融公庫の資本金十八億円を、三億円増額し、二十一億円としようとするものであります。
御承知のごとく、本公庫は、昭和三十一年に設立され、地方公共団体の水道、交通等の公営企業にかかる地方債につき特に低利かつ安定した資金を融通することを業務とするものであります。その貸付累計額は昭和三十五年度末において約四百億円となる見込みであります。政府は、地方公営企業の現況にかんがみ、本公庫の業務運営の基礎を一そう充実する必要があると認め、今回さらにその資金を増額しようとするものであります。

本案は、二月四日本委員会に付託され、同日北海道自治政務次官より提案理由の説明を聴取しました。
本月二十三日質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。
右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 両案を一括して採決いたします。
両案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○副議長(久保田鶴松君) 日程第七、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和三十六年二月二十八日 衆議院会議録第十号 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案外一案 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十六年二月十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「建設」の下に「住宅の用に供する土地の取得及び造成を含む。」を加える。
第九条中「四人以内」を「五人以内」に改める。

第十七条第四項中「主として貸付金に係る住宅の建設を容易にするため必要があると認める場合において」を「第一条第一項に掲げる目的を達成するため」に改め、「に対し、及び」を「造成又は」の下に「住宅の用に供する」を加え、「を貸し付けることができる」を「の貸付けの業務を行なう」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、当該土地の造成とあわせて居住者の利便に供する施設の用に供する土地を造成することが適当であるときは、当該施設の用に供する土地の取得及び造成又はこれらの土地の造成に必要な資金をあわせて貸し付けることができる。
第二十一条第二項中「六分五厘」を「七分五厘」に改め、同条第五項

中「年六分五厘」を「住宅部分については年七分、住宅部分以外の部分については年七分五厘」に改める。
第三十五条第二項中「住宅の建設に伴い必要とされる施設」を「同項後段に規定する施設」に改める。

第二条 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「並びに貸付金の利率」を削り、「とする」を「とし、貸付金の利率は、主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者に使用されている産業労働者の居住の用に供する産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年六分五厘、その他の産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年七分とする」に改め、同項の表中貸付金の利率の欄を削る。

第三条 北海道防衛住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「年六分五厘とし、建設大臣及び大蔵大臣の定める中小規模の事業又は建設大臣及び大蔵大臣の定める業種の事業を営む事業者に使用されている産業労働者の居住の用に供する産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年六分五厘、その他の産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年七分とし」に改める。
〔北海道防衛住宅建設等促進法の一部改正〕

〔木村守江君登壇〕
○木村守江君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金を融通し、国民生活の安定と社会福祉

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
(経過規定)

2 住宅金融公庫が昭和三十五年度以前の事業計画に係る資金の貸付けの申込を受理したもののについては、改正後の住宅金融公庫法第二十一条第二項及び第五項、産業労働者住宅資金融通法第九条第一項並びに北海道防衛住宅建設等促進法第九条第二項の規定にかかわらず、その貸付金の利率は、なお、従前の例による。

理由

住宅用地の取得造成について住宅金融公庫が貸付けを行なう範囲を拡大し、土地の取得造成並びに中高層耐火建築物等及び産業労働者住宅の建設に係る貸付金の利率を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事木村守江君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔木村守江君登壇〕
○木村守江君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金を融通し、国民生活の安定と社会福祉

の増進に寄与してきたのであります。が、住宅金融公庫の業務は年を追って増加の一途をたどり、これが適正な処理をはかるために理事を一名増員することとしております。

次に、宅地造成を積極的に推進するための改正であります。従来貸し付けることのできるのは、主としてその土地に公庫の貸付金にかかる住宅が建設される場合に限りていたものを、この範囲を拡大して、一般に住宅の用に供する土地並びに造成団地の居住者の利便に供する施設等の土地の取得造成にも必要な資金をあわせて貸し付けることができることとしたのであります。

第三に、中高層耐火建築物等の建設及び宅地造成事業並びに産業労働者住宅建設に対する貸付の資金量を大幅に拡大して住宅政策の推進をはかる必要上、支障なしと認められる範囲において貸付金利を引き上げんとするものであります。すなわち、中高層耐火建築物等の建設資金の貸付利率は年六分五厘でありましたものを、住宅部分については年七分、住宅部分以外の部分については年七分五厘とし、土地の取得造成資金の貸付利率は、従来年六分五厘でありましたものを年七分五厘とし、また、産業労働者住宅の建設資金の貸付におきましては、中小規模の事業以外の事業、すなわち、大企業に従事する産業労働者のための住宅建設資金の貸付利率を、従来年六分五厘でありましたものを年七分とするものであります。

以上が、本法律案の提案された理由並びにその要旨であります。
本法律案は、去る二月十四日に付託されまして、委員会におきまして慎重

110

ますが、主食関係や非鉄金属の一部または石炭等のように、現在のところ基本的政策に未確定の要素が多いものに

す意味で、現行税率据え置きといたした。

今回税率を引き上げることとした。今回税率引き上げは約二百五十品目で行なうが、これは、わが国において今後積極的に助長育成するために現行税率では不十分と考えられる産業及び自由化による影響が大きいと思われる産業等の生産物でありまして、適当な保護が必要と考へたことによるものであります。ただし、この場合においても、単に内外の価格差を埋めるということではなく、将来における合理化の見込み等を勘案して税率を定めております。

また、関税率を引き上げることとしておる品目は約三百九十品目ございませう。この引き下げ品目は、すでに対外競争力を備へるまでに成長した産業の産品でございまして、保護関税の立場からは従来の税率を維持する必要が認められませんでした。需要者の利益を考慮いたしまして引き下げを行なうこととしたものであります。

なお、今回の改正案におきましては、従量税を採用いたすものがかなり増加いたしております。その形態も、単純な従量税ではなく、従価、従量のいずれか高い方の選択課税や、従価、従量の併課税率等、税率に弾力性を持たせることを考慮しております。

以上のような改正案を作成するにあたりましては、需要者の立場に立つて考慮を加へたことは申すまでもございませう。また、関税の国際性、特にガット関係等につきましても十分に考慮いたしております。

次に、緊急関税についての制度を新たに設けることいたしました。この関

税率改正におきましては、平常な貿易の状態におきまして国内産業の保護等をはかることといたしておりますが、今後輸入が自由化されて参りますと、海外価格が急落する等の異常の事態が発生し、それがわが国の産業に重大な損害を与える場合も十分考えられます。

このように緊急事態が生じた場合には、早急に関税率を引き上げ、国内産業を保護する必要があります。緊急関税の制度は、このような場合に、緊急関税の賦課、ガット譲許の撤回、または譲許撤回の補償としての新たな譲許等を、一定の要件のもとに政府限りで行なうことができることとするものでございませう。

次に、関税割当制度でございませうが、これは、特定の物品につきまして、一定数量以内の輸入には低税率を適用して需要者の要請を満たし、その数量をこえる数量の輸入には高税率を課して、それと競合する国内産業の保護をはかりとするものでございませう。

次に、輸入禁制品の関係でございませうが、これは、税率改正とは直接関係はございませうが、一昨年の衆議院大蔵委員会の決議もございまして、その御趣旨に従ひまして、取り扱いを一そう慎重にいたすため、この際輸入映画等審議会を設置する等の改正をすることといたしました。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案の概要を御説明いたします。

第一に、現在暫定的に関税を減免いたしております物品のうち、重要機械類、給食用脱脂粉乳、農林漁業用重油、肥料製造用原油、製油用原油等に

つきましては、本年三月三十一日までの適用の期限が到来するのでございませうが、最近におけるわが国産業の実情等を考慮し、所要の調整を加へて、その適用期間をさらに一年間延長することといたしました。

第二に、減免税の必要を生じた物品を新たに減免税品目に加ふることにいたします。貿易の自由化に伴う一時的輸入の増大により国内産業が打撃を受けるおそれのある物品につきましては、暫定的に増税を行ない、あるいは暫定的に関税割当制度を適用する等の措置をとることといたしました。

最後に、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

この法律案は、最近における沖繩と貿易の実情を考慮いたしまして、沖繩から輸入されます物品のうち、外国産物品を原材料として沖繩で加工されたものにつきまして関税を軽減する制度を設け、沖繩において加えられた付加価値分については関税を課さないこととしようとするものでございませう。

以上が、関税定率法の一部を改正する法律案、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)、関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に對しまして質疑の通告がありますから、これを許します。安井吉典君。

〔安井吉典君登壇〕

○安井吉典君 私は、日本社会党を代表し、ただいま説明のありました関税定率法の一部を改正する法律案外二法案につき、池田総理大臣、水田大蔵大臣外関係閣僚に對し、その問題點に關し質問をいたしたいのであります。

私は、まず、これらの法案を經濟的側面からながめ、このたびの関税改正の基本的性格に關し問題があるかと考えるのであります。

定率法改正法案において、明治以來の関税分類九百四十三品目を、ブラッセル関税分類統一表に準拠し二千二百三十三品目としておりますことは、貿易の商品構造の變化に對應するものと、當然の措置と考えられますが、しかしながら、二重構造のものと、おくれた農林漁業や零細企業に對する關稅保護は、諸外国同様、十分手厚くなければならぬといひました。ところが、わが國の關税率は、一般に國際水準に比し決して低くないのかからず、新分類では、現行税率に比し、ただいま御説明がありましたように、据え置き千五百九十六品目、引き上げ二百五十一品目、引き下げはわずか三百八十六品目にすぎないのであります。

この改正は政府の貿易自由化の前提措置であることは明らかであります。が、これまで政府の自由化に對するうたい文句であるところの、原材料のコストが下がり、國際的競争力が養われ、産業構造の是正に役立つし、国内物価も下がり、消費者の利益になる

という、自由化の積極的な効果はどこかへけし飛んでしまひ、個々の品目の検討から知り得ることは、今、管理貿易から自由貿易への転機に立つて、独占資本の當然の要請とし、みずからの独占価格を保つため、ひたすら關稅のプライス・メカニズムにたより、税率の引き下げを拒み、原材料に對する稅の減免を要求し、關稅を利潤の増大に奉仕させようとするカルテル關稅の性格が露骨に現れてゐるというべきであります。(拍手)先ほど大蔵大臣の御説明を受けましたが、私のこの指摘に對し、ぜひ池田總理の御見解を伺いた

いのであります。

私は、政府の進めつつある貿易・為替の自由化に相変わらず疑問を持ち、不安を抱いてゐるものであります。とりわけ、自由化へのあせりのあまり、關稅政策だけをこのように先ばし、肝心の総合的な産業政策が全くできてゐない点など、重大な問題であると考えるのであります。しかしながら、この關稅改正が貿易自由化の前提であるとされる以上、最近、計画手直しの声すら聞かぬとき、私は、この際、政府のこれからの自由化計画のあり方についてお尋ねをしておかなければならぬのであります。

政府は、昨年六月二十六日の貿易・為替自由化計画大綱の中で、砂糖の自由化順位は、ビートや濃粉保護のため、あとの順位にする、と発表いたしました。ところが、五カ月あとの十一月二十九日、大蔵、經企、農林三相會談で、国内甘味資源保護、精糖会社の超過利潤抑制並びに消費者價格引き下げの見地から、自由化時期を繰り上

げの見地から、自由化時期を繰り上げ

げ、四月以降でできるだけ早くに決定をいたしました。さらに、二カ月余りあとの去る二月七日、總理、通産を加えた五相會議で、砂糖の自由化は当然見送ると決定された由であります。わずか七カ月余りの間に、大臣が会合するたびに方針がかわり、おくらせて、早めて、またおくらせて、一体、政府は、何を考え、何をしようとしているのか、國民は疑問に思うのであります。(拍手)これは砂糖の例であります。他品目にも複雑な動きがあると見えて、追水經濟企画庁長官は再検討の要を言明して、これに対して政府内部の意向は不統一であると伝へ聞くのであります。

最近、わが國貿易をめぐる諸情勢は、アメリカの景氣後退、ヨーロッパでも停滯、例のドル防衛、これらに無関係ではないと思われ、わが國の一月の國際收支經常勘定九千九百萬ドルの大きな赤字転落、さらには、ADRの発行見合せなど、これら新たな事態の中で、經濟企画庁長官、大蔵、通産、農林の各大臣より、それぞれの御所管に關し、今後の自由化についての計画やお見通しを、はつきりと伺いたのであります。ことに、いわゆる文明國民の中で最高の税金を砂糖に払っているわが國民は、さきの砂糖の問題につき、その裏の深い事情まで知りたいと考えているのであります。ようから、御答弁の中につけ加えていただきたいのであります。

なお、池田總理大臣は、この六月中旬以後の時期にアメリカを訪問される由であります。かつて岸前首相の安保渡米の手みやげが自由化促進計画であったことにならぬ、池田總理は、訪

米に際し、IMF八条國移行の備えを固め、ドル防衛協力と自由化計画繰り上げの言葉をとられてくるのではないかと、新聞は失礼なことを書いていますのであります。私は、總理のお考えを關稅審議に先だってお聞きしておきたいのであります。

次に、關稅率の國內法における改正も、ガット關稅交渉を経なければ生きてこないものであります。わが國は、過去數回の交渉で、現行九百四十三品目中二百七十六品目の關稅率を約束しているはすであり、この中の品目の稅率改正は、当初の相手國などと再交渉し、その承認を受けなければなりません。昨年九月から引き続きジュネーブで開かれていた關稅交渉會議において、政府は、このたびの法改正に見合ふ協定成果を得ることができると見込みかどうか、また、ガット非關稅品目については一応國際的な制約はないとしても、わが國が今大幅な品目にわたる引き上げを行なうことは、ガットの精神から、何ら支障なく運べるかどうか、さらに、稅率の引き下げは、非關稅品目であっても、一方の意思ではできず、新たな一般關稅交渉の締結を要するはすであります。今のジュネーブ會議において、政府はどのように措置されつつあるか、これらにつき外務大臣より明らかにしていただきたいと思ひます。

私は、引き続き、關稅定率法改正法案の法制上の問題点につき、連憲の疑いのある二点にしばり質問いたします。

このたび改正法案に新たに關稅割當制とともに盛り込まれました緊急關稅の規定は、ある貨物が外國で急に値

下がりする等により輸入が増加し、國內産業に重大な損害を与え、または手えるおそれがあり、國民經濟上緊急に必要がある認められるとき、政府は、國會の議を経ることなく、政令で次の三種の關稅率の改正を行なうことができるとしているものであります。

すなわち、一、法定關稅率の上にその貨物の内外価格の差額の範圍内で付加關稅を課すること、二、その貨物がガット關稅品目であるときは、その關稅率を撤回または修正すること、三、右のガット交渉に際し、その代償として他の貨物の關稅率を修正すること、これは、ガット第十九條の規定が認める緊急事項の國內法措置であります。關稅も關稅である以上、憲法第八十四條の「あらたに關稅を課し、又は現行の關稅を變更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」という、いわゆる關稅法律主義の違反ではないかという問題が起るものであります。これに対して、政府は、事態が緊急で、國會での立法手続のいとまがないときであり、その発動の要件や限度が限定されており、また、暫定的であり、嚴格な關稅法律主義の例外たり得ると、おそろく主張されると思ひるのであります。しかし、國會閉會中ならぬ限り、國會の會期中において、このような事例が起きたといたしました場合は、國會を無視し、政府

限りで政令をもつて關稅の改正を行なうならば、國民は奇異の念を抱くに違ひないものであります。ことに、前述の三番目の措置は、ガットで問題の品目の關稅を引き上げることと認める代償とし、それ以外の別の品目が犠牲とな

り、その關稅が引き下げられることであり、工合によつては關稅産業に大きな影響を生ずるのであります。このような点で、國會はみずからの権限を無條件で行政に委任して、はたしてよいのであります。

外國の立法例を見ますと、西ドイツでは、國會の短く限られた審議期間で事前承認の後、政令にゆだね、アメリカ、カナダ、オーストラリアの型は、あらかじめ一定の幅を設け行政に委任はいたしますが、独立の強い行政権限を持つ關稅委員會の調査や、あるいは公聴會活動などの慎重な検討の末、発動するものがあります。イギリス、フランス、ベルギーでは、關稅率を全般的に行政に委任はいたしますが、國會の事後承認を条件としたしております。

かように見ますとき、ここに提出されましたわが國の緊急關稅で、日本の政府は、外國のどの立法例にもない、國會の完全な無視という新しいスタイルを作ろうとされているように私は思われるのであります。政府は、連憲の疑いを解き、最小限、國會の事後承認の規定を挿入するといふがごとく、立法府の権能尊重の修正を受け入れる用意があらましようか、大蔵大臣にお考へを伺いたのであります。

關稅法及び關稅定率法による關稅の映画、書籍等の検査が違憲の疑いがあるという論議は、これまでしばしばなされて参りました。すなわち、輸入映画等の關稅検査は、単なる貨物検査の域を越え、その内容にまで及び、公安または風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品と判定したものの通關を拒否し、カットを命ずるといふ実態

は、實質的な検閲にはかならず、憲法第二十一條の表現の自由の保障、とりわけ、同條第二項の「検閲は、これをしてはならない」との規定に明らかに違反するものと考えられるのであります。しかるに、定率法改正法案では、検査後の処理について形式的な改正を行なつたほか、従来からの關稅長、關稅機關である輸入映画等審議會に法律上の根拠を与え、實質的には検査を強化するがごとく印象を与えているのであります。輸入映画に關して、これまで數多くの問題を生じて参りましたが、最近「テレビ・ニュース」のフィルムが増加したと云へば、キネパ革命裁判やカル

カッタの暴動などのフィルムがひつかつたという事例を耳にするとき、二、三年中にはテレビの世界中継すら始まろうという際、何よりも迅速さをたつとぶこの種フィルム、たとへばビデオ・テープや未現像のフィルムの關稅検査にトラブルが増加することは、想像にかたくなのであります。憲法上の書物で、この問題を取り上げているものについて見ますと、清宮教授は、微妙な問題であると言ひ、鶴岡教授は、明治憲法下でさえすでに問題であつたもので、その同じ規定が、現行憲法のもとで、そのまま効力を持つていたといふことは、とてい考へられない、と述べ、宮沢教授は、検閲を禁ずる趣旨が、日本國內において発表される言論を、その発表に先だつて審査するといふことを非とするにある以上、この検閲が憲法第二十一條の禁止する検閲に該當することとは明白である、と断定されております。言論の自由といふも、公共の福祉のワケの中のものであり、公安、風俗を害することは當然許されません。そ

のために刑法の規定があります。同時に、公的権力による言論の発表前の検査は違憲とせられていゝのでありますから、私は、これまでの長い違憲論議に終止符をこの際打つために、税関検査は純然たる貨物検査にとどめ、内容審査は映画倫理規程やテレビ・コードなどによる業者の自主的規制にゆだね、違反に対しては刑法で処断するといふ正しい通関方式を、このたびの法改正を契機に、ぜひ打ち立てるべきであると考へるが、政府の御所見を大蔵大臣から伺いたいののであります。(拍手)

私は、詳細にわたる論議は委員会審査の際に譲り、以上の諸点に関する政府の責任ある御答弁を要求し、質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) 今回の税関制度に関する三法案の趣旨は、わが国の産業構造の変化、また、世界の大勢に基づき貿易自由化の線に沿ひまして、品目並びに税率の改正を行なわんとするものでございます。私は、わが国の今の税関制度が昭和二十六年に占領中のあれとしてできました分は、いつかは改正しなければならぬと、こう考へておつたのでございまして、先ほど申し上げましたような理由で、今回改正を決定いたしましたのでございます。

なお、関税率あるいは品目の整理と貿易の自由化の問題とは関係はございまして、貿易自由化の計画は、昨年六月決定いたしましたあの計画に基づいて着々実行しておるのであります。これを今特に変える考へは持つておりません。

私が六月アメリカを訪問しようといふ問題とIMF第八條の問題とは関係はございせん。

なお、議許品目につきましては、今回ジュネーブの会議におきまして交渉を継続しておるのであります。われわれの主張が多分通ると考へて交渉しておるのであります。

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 私に對する三つの御質問にお答えします。

第一は、為替の自由化の問題でございまして、昨年政府がきめました貿易・為替自由化大綱の中におきまして、經常取引についての自由化は二年以内にこれを行なうといふことになっております。そして、三十五年中にはこれだけの自由化をやるといふことがきめられてございまして、現在、この方針に従つて、非居住者の自由円勘定を作つたり、円為替の導入等を初めとして、積極的の爲替面の自由化を行なひまして、三十五年度中に予定されておりましたものは大体全部実施済みでございまして、ですから、三十六年度に於いて、あとの残余のものをできるだけすみやかに自由化をはかるために、今検討中でございまして。

その次の問題は、緊急関税制度が憲法違反ではないかといふようなこととございまして、この制度は、予想されなかつた緊急事態に對処するための制度でありまして、発動の要件とか、あるいは税率の限度といふものを法律で必要最小限度に定めて政府に委任するといふものでございまして、憲法八十四條の課税法律主義といふものに反するものではないと考へております。各国ともこういう制度は現在とつ

ており、国会との調和をはかる具体的な方法もいろいろまづきましてございしますが、さつき申されましたように、イギリスにおいては無制限にこれを政府に委任する、そのかわり事後承認を要するといふ制度になっておりますし、アメリカにおいては、この委任の範囲を非常に限定する、そのかわり事後承認は要らないといふようなふうに、各国ともいろいろやり方が違つております。今度のわが国の場合は、政令委任事項は行政府の権限にまかせますが、この措置が相當の期間を越えて発動を継続する必要があるとき、たとえば、私は、一年以上この措置が続くといふような場合には、これはもう緊急措置の趣旨に反すると思ひますので、長くなれば、すぐに税率の改正の措置を国会に對してとるといふふうになつておりますので、立法府の権限を無視して法律であるとは今のところ全然考へません。

それから、最後に、映画の検閲の問題でございまして、憲法に表現の自由の原則がございまして、この自由も、公共福祉のためには一定の制約を受けるのは當然でございまして、公安とかあるいは風俗を害する映画等の輸入を禁止するといふことは、決して憲法に違反するものとは考へておりません。現行法においては、税関の一般の貨物検査に際して、そういうものを発見した場合には、この輸入を許可することはいけません、そして、税関長においてこれを没収するといふ規定になつておりますが、この点につきましては、しばしば国会でいろいろ論議されておることとございまして、今度はこれを一段と慎重にする、そういうような措置もとらないで慎重を期する方がよいといふことで、この審議会制度ができたわけとございまして、検閲強化とかなんとかいふ方向とは全く反對で、従来のやり方を改めようといふものでございまして、この点は御了解を願ひたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) ガットの関税交渉は目下ジュネーブにおいて行なわれておまして、おおむね本法案通り改正できる見込みであります。まだ交渉中の段階でありますから、詳細申し述べざるを差し控へたいと存じます。なお、各国との再交渉は四月の初めころまでに終了の見込みであります。今のところ、このほかガットの議許品目について再交渉する考へを持つておりません。

以上をもつてお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) 政府は、昨年決定いたしました自由化大綱の線に沿つて、貿易・為替の自由化を進めておまして、私は、その方針には何も動搖がないと心得ております。私としては、原則として、自由化はできるだけこれを促進することが国内物価對策及び輸出増進に資するものと考へておりますから、自由化の問題については常時検討を怠らないでやつていくつもりでおります。

砂糖の問題について御質問がございました。自由化大綱では、砂糖については慎重な考慮を払ふべきものといふことになつておつたのでございまして、が、昨春秋、当時の農林大臣から、関税を幾分か引き上げることによつて自由化は可能である、また、これによつて精糖業者の超過利潤を解消し得るからといふお話もございましたので、私は、消費者物価も下がるはずでありますから、大蔵大臣といふいろいろ研究いたしました結果、自由化の実施を条件として関税の率を若干引き上げるといふ方針を當時きめたのであります。ところが、その後、新しい農林大臣から、いろいろ研究した結果、国内甘味資源の對策上、当分自由化といふものは延期をした方がいいといふお話がございまして、さらにまたいろいろ検討いたしました、きわめて大切な国内農業對策の見地からは、これももつともだと思へましたので、自由化の繰り上げといふ方針を取りやめまして、従つて、関税の引き上げも中止をいたしましたのでございまして。なお、今後、砂糖はその輸入量をできるだけ増加いたしました、国内甘味資源を害しない範囲内において消費者物価はこれを引き下げて參る方針でございまして。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) 自由化品目の非常によくの部分が通商産業省所管の物資でございまして、それで、昨年六月に決定いたしました自由化計画の大綱では、三年後に自由化率をおおむね八〇%まで持つていこうといふのでございまして、これに石炭と石油を加えますと九〇%になる。石炭、石油を、いつ、どういふふうにするかといふことにつきましては、まだ慎重に考へ中とございまして、政府は、昨年来、逐次この大綱に沿つて自由化を進めて参りましたが、本年の四月に、原綿、原毛等を初めとして、いわゆる早期自由化品目の大部分を自由化したいた

昭和三十六年二月二十八日 衆議院會議録第十号

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案についての木暮国務大臣の趣旨説明 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する西宮弘君の質疑

一二四

と考へております。かような措置をいたしすれば、大体において六〇%を上回ることになりかと存じます。(拍手)

〔國務大臣周東英雄君登壇〕

○國務大臣(周東英雄君) 農産物に関する為替及び貿易の自由化に関しまして、昨年の六月に定められました貿易・為替自由化大綱の二つとして処置をいたして参るつもりであります。

砂糖の自由化をしばらく見送りましたのは、たゞいま企画庁長官から申し上げた通りであります。私どもは、畑作地帯における農家所得を確保し、かつ、国内生産の甘味資源の自給度を高めるために、御承知のように、てん菜生産振興臨時措置法に基づいて、てん菜工業を保護し、また、イモ澱粉の利の工業を保護したしております。こういう意味合いから、しばらく見送っておりますが、一方、消費者に対する砂糖の価格につきましては、最近の世界市場における砂糖の相場というものは落ちております。従つて、その落ちた相場をもとにして、糖価の安定水準もすつと引き下げまして、同時に、外貨割当を増加しつゝ、必要量を入れることによつて消費者対策を考へておるわけでありませう。

その他の農産物につきましては、大体、国内における保護措置を講じつゝ、逐次やつて参つておりますが、米、麦、酪農製品等に関しましては、国内の農家のことを考へ、いましばらく自由化は行なわなかつてもあります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上をもつて、この案の趣旨の説明に対する質疑は終了いたしました。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) 次に、内閣提出、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。運輸大臣木暮武太夫君。

〔國務大臣木暮武太夫君登壇〕

○國務大臣(木暮武太夫君) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

國鉄の輸送力は、現状でも國民の輸送需要をまかなない切れない実情にあり、なお、政府の所得増進計画とも関連して、今後の経済発展の隘路となさるものと思われまふ。

このような輸送力の現状並びに今後の輸送需要の増大に対処するため、國鉄においては昭和三十六年度を初年度とする新五カ年計画を策定いたしました。この計画においては、東北本線、北陸本線等の主要幹線千キロの複線化、主要幹線千八百キロの電化、電化された区間の全面的ディーゼル化、通動輸送の緩和、踏切設備の改善、車両の増備及び東海道新幹線の建設等を計画しており、このためには総額九千七百五十億円、年額千九百五十億円の資金が必要となります。このほか、昭和三十六年度に例をとりまして、借入金金の返還が約二百億円あり、その上で、所要資金は合計二千二百五十億円に上ることとなります。

これらの所要資金に對しまして、國鉄経営の収支状況から見ますと、自己資金によつて調達される分は減価償却費等の繰り入れ約六百億円程度にすぎない実情にありませう。國鉄新五カ年計画を実施したためには何らかの資金確保の方法を講じなければならぬこととなります。この所要資金不足額を全面的に借入金によつてまかなう場合には、本年度末において三千七百

億円の多額に達する借入金にはさらに膨大なものとなり、昭和四十年年度においては一兆一千億円をこえ、その時に於ける支払い利息は七百億円をこえる見通しとなり、とうてい健全な経営を維持することはできないものと思われまふ。これとともに、國家財政の現状から見ましても、このような膨大な財政融資は困難であります。

翻つて、設備資金所要額のうちに、通動輸送対策、幹線輸送力増強、踏切設備の改善、取りかえ及び諸改良等、約千二百億円の採算に乗らない工事資金が含まれておりますので、これらの資金は、利子のつく借入金で本来まかなうべきものでないと考えられまふ。従ひまして、一部借入金の増額によるほかに、運賃改定による増収によつて所要資金を調達するほかないものと決意いたしましたわけでありませう。

運賃引き上げ率の決定にあたりましては、運輸審議会の答申を尊重し、また、國鉄運賃の國民生活への影響を十分考慮いたしまして、極力低位にとどめるべく、借入金の増額を、昭和三十六年度においては、前年度に比べ約百七十億円増加して約一千億円としたし、また、企業努力、経営の合理化等による自己資金の捻出をはかりまして、必要最小限度四百八十六億円、増収率二・二%程度を運賃改定による増収額として見込むことといたしました。

次に、運賃改定の内容についてであります。旅客運賃の改定内容について申し上げますと、二等の普通旅客運賃の増率は、三百キロメートルまでの第一地帯は一・四・六%、三百一キロメートル以上の第二地帯は一・二・五%の引き上げとし、一等の運賃は二等の一・六六倍、すなわち、通行税の込み二倍といたしました。なお、航路

の旅客運賃も、これに伴ひまして、ほぼ同程度の改定をいたしました。

次に、貨物運賃についてであります。貨率をおおむね一・五%引き上げることとしたいたしました。

なお、定期旅客運賃につきましては、割引率はそのまま据置くとし、普通旅客運賃の貨率の引き上げに伴ひ改定にとどめることとしたしております。

以上が今回改定のおもなる点でありませうが、この運賃改定によつて得られる増収額は、これをあげて輸送力の増強に充て、今後五カ年間に國鉄輸送力の抜本的な拡充をはかり、もつて今後の経済の伸びに伴ひ輸送需要にこたへたいと考へまして、今回の運賃改定もやむを得ない措置であると考えた次第であります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) たいだいまの説明のありまして、國有鉄道運賃法の改正に關する案件は、われわれ國民生活に最も影響がある重大問題でございますので、私は、日本社会党を代表いたしまして、若干の質問を試みようとするものであります。

まず、質問の第一は、今回の國鉄運賃の値上げないしは郵便料金の値上げは選挙の公約違反ではないかといふことを、池田総理にお尋ねをいたしたいのであります。(拍手)

先般の選挙にあたりましては、公共料金の値上げ等につきましては一言半句これに触れていなかったのではありません。いな、そのみならず、一般物価については、ぜひこれを押さえるのだ、値上げを抑制するのだといふことを、繰り返し繰り返し説明して参りました。たとへば、昨年十月の解散国会におきまして、池田総理の施政演説の中に、あるいはまた質問者に対する答弁の中にも、これらはいずれも明瞭に断言されておるのであります。あるいはまた、追求経済企画庁長官のごとき、その経済演説の中に、消費者の立場に立つての物価の安定、こういう言葉を繰り返し強調いたしまして、あの短い演説の中に、消費者の立場に立つてといふことを、しつこいほど、うるさいほど繰り返しして、これを力説いたしておったのであります。さらに、選挙戦に突入いたしましたや、各新聞よりの求めに応じまして回答いたしました自由民主党の公約の中にも、このことが明瞭にうたわれておりまして、消費者物価の値上げを抑える、こういうことが、あらゆる新聞に報道されております。さらに、ある新聞は、公共投資についてのアンケートを求めておるのであります。この公共投資に対する答へといつては、まず、國鉄輸送力の増強といふことを劈頭第一にうたつておるのであります。國鉄輸送力の増強は政府の公共投資によつてこれを実施するのだといふことを明言いたしておるのであります。以上は、わずかに二、三の例を拾ひ上げたにすぎませんけれども、このような、きわめて明白な公約をもちまして選挙戦に臨んだのであります。ところが、選挙が終わりましたとたんに、これらの公約は、あたかも弊履のごとく捨て去られてしまつたのであります。

○西宮弘君登壇 たいだいまの説明のありまして、國有鉄道運賃の改正に關する案件は、われわれ國民生活に最も影響がある重大問題でございますので、私は、日本社会党を代表いたしまして、若干の質問を試みようとするものであります。

○議長(清瀬一郎君) たいだいまの説明のありまして、國有鉄道運賃法の改正に關する案件は、われわれ國民生活に最も影響がある重大問題でございますので、私は、日本社会党を代表いたしまして、若干の質問を試みようとするものであります。

○議長(清瀬一郎君) たいだいまの説明のありまして、國有鉄道運賃法の改正に關する案件は、われわれ國民生活に最も影響がある重大問題でございますので、私は、日本社会党を代表いたしまして、若干の質問を試みようとするものであります。

す。一般物価についてさえ、あくまでもその値上りを押えたと公約しておったのでありまして、まして、いわんや、政府みずから所管をいたしておる鉄道の運賃であるいは郵便料金等の公共料金が値上げされるであらうなことは、とうてい想像し得なかつたのであります。

私が池田総理にお尋ねをいたしたい第一点は、公約履行についての政治的、道義的責任についてであります。せつかくの公約を捨て去って、いささかも省みないこの態度は、われわれは断じて見のがすことができない重大問題だと考えます。総理はいかにうにお考えであるか、お尋ねをいたします。

質問の第二は、国鉄経営に対する政府の基本的な態度であります。

国鉄は、もとより独立採算を建前といたしておるのでありますが、しかし、就んで字のごとく、公共企業体でありますから、半分は公共性を持つております。たとえば、定期運賃、学生運賃の割引その他各種の割引だけでも、その金額は五百二十五億に達しておるのであります。これらは、いづれも公共的な特殊な目的に奉仕するための制度でございます。これを国鉄の負担に負わしておきまことは、まさに酷に過ぎるといわなければなりません。たとえば、自動車の場合は、道路は国あるいは地方公共団体がこれを維持管理いたします。船の場合は、港湾の施設は、これまた国または地方公共団体がその責めを負つておるのであります。これらに引き比べますと、鉄道は一切が自分の負担でやらなければならぬのであります。それだけでもすでに相当のハンディキャップであるのであります。が、これに加えて、前段申し上げたような特殊な社会政策的任務を担当

いたしておるのでありますから、国鉄にとつてはまことに気の毒だといわなければなりません。その結果、あるいは経営の悪化、労働者の不足、労働条件の劣悪化を招きおこしてあります。これもまた避けることのできないことであります。三日に一人ずつ職務中の事故で倒れていく職員があるものであります。こういう事実を軽々に看過することは絶対にできないのであります。この公共負担については、西欧諸国等は、いづれも政府の責任において負担しておるのであります。先般の鉄道運賃制度調査会あるいは日本国有鉄道諮問委員会等の答申ないしは意見も、この原則を確認いたしておるのであります。

日本の鉄道は、今申し上げたような社会政策的な特別な任務を負つております。ほかに、さらに、いわゆる政治的、政治的などと呼ばれるような、まことに不可解な問題がございまして、一そうその経営を困難にいたしておるのであります。言うまでもなく、僻地の人も文化を享受する点においては同じでなければなりませんけれども、往々にいたしまして、単なる政治的、政治的な事情から強引に決定されてしまふということがあつたのは、独立採算を建前とする国鉄にとつては迷惑千万のことでございます。さらに、これらの、政治的な、あるいは党勢拡張的な、不合理な新線建設等が、今日運賃値上げの理由となるいたしますならば、われわれ一般乗客は、とうていこれに耐えることができないのでございます。

は、公共投資の劈頭第一に国鉄輸送力の増強なる一項を高々と掲げまして、国鉄輸送力の増強のためには政府は公共投資をするということを明らかにいたしましたのであります。さすがは自民党だと、国民びとしく深い敬意を表したのであります。しかるに、ただ残念なのは、選挙が終わりますと、これらの公約は形勢もなく消え去つてしまつたのでございます。公共投資なるものも、もとより、その原資は国民の税金でありますから、いたずらに安易に考へべきことではございませんが、今申し上げたような点については、それぞれ国が補償するのが当然であると考へます。この点に対する池田総理及び所管大臣の御意見を伺います。

私は、ただいま、政府の責任を追及いたしまして、国鉄のために弁護をいたしました。しかし、国鉄に反省を求める点はないのかと申しますと、大ありでございます。問題はたくさんあるわけであります。今、ただ、昭和三十三年から実行にかかりました修正五カ年計画について取り上げたいと存じます。

次に、今回は新しい五カ年計画実施のために運賃値上げをするのだといわれるのであります。われわれにとりましては、そもそも、この五カ年計画そのものに多くの疑問を抱くのであります。たとえば、事業の面では、従来に比べて著しくふえるのであります。が、人員はわずかに新線建設の要員三百名をふやしておるだけでありまして、その他は事業量が固期的に膨張するのに対して、人は一人もふえておらない。どのようにして事業をやリ遂げることが出来るか、常識では判断ができません。さらに、今後起り得る各種の要因も計算に入れて十分計画を練つてあるのかどうか。たとえば、この前の五カ年計画が実施された後、完遂されなかつた理由には次の三つの理由があるといわれておるのであります。国鉄はかくのごとく説明をいたしておるのであります。すな

わち、昭和三十三年の景気の後退、ベースアップによる賃金の上昇、工事資材の値上がり、この三つを理由にいたしておるのであります。こういう問題ならば、おそらくこれから先も起り得る可能性は十分にあるのであります。が、今回の計画は、こういうようなことでこのために途中で挫折するやうなことが絶対にないのかどうか、五年後の昭和四十年になりましたときに、前回同様の申しわけ、弁明をするやうなことはないかどうか、今のうちに、はっきり確かめておきたいと思ひます。

なお、このようにしてやり遂げた結果はどういうことになるのであるか、一部少数の上層階層者あるいは独占企業だけが大幅にその利益を享受するやうな結果に終わりはしないかをおそれるのでございます。そうではなしに、真に一般国民大衆の交通輸送を確保し、快適なる旅行あるいは迅速なる貨物の輸送等を保障するに足る十分なる理想的な計画であるというならば、その根拠を具体的に明示を願ひたいのであります。

私があえてこのやうな質問をいたしますのは、今回国鉄当局が発表いたしました文書によりますと、この前の五カ年計画は、もとより、せつぱ詰まった国鉄の窮状を打開する必要最小限度のものであつた、こうするされたり、あるいはまた、前の計画は当初から実際には不可能に近いものを含んでいたとされるあたり、あるいはまた、元来この五カ年計画は一八%の運賃値上げを予定して立案されたものであつた、その値上げが一三%にとどまつたところから見て計画が過小となる原因があつた、こういうことを、今になりまして、おくれもなく発表いたしておるのであります。かくのごときは

全く無責任ではなはいといわなければなりません。(拍手)あの当時は、この計画が達成いたしましたれば、すばらしい国鉄になるのだといつて、運賃値上げの正当性を盛んに強調いたしましたのであります。たとへば、それをしろうともわかりやすく説明をいたしますために、大都市の通勤時の電車では、電車の中で新聞、雑誌が読めるようになるのだとか、あるいはラッシュ・アワーでも、五年後には電車の中で新聞が読める程度に持つていきたい、今、週刊雑誌が売れるのは、国鉄が込んであるからだといふ説もあるくらいで、それを五年たつたら週刊雑誌が売れなくなつて新聞が売れるところまで持つていきたい、こういうことを当時の責任者がしるしておるのであります。通勤電車の中で週刊雑誌が読めた時代が、かつて日本の歴史にもあったのかと思ふと、まことに感慨無量でございます。新聞でなくて、週刊雑誌でもけっこうでありますから、ともかく、通勤電車の中で楽に読むことができるように今回の計画が練つてあるのかどうか。ただいま都心部に通勤をいたしております人たちは、毎朝、親子兄弟水杯をして別れを惜しんでおるのであります。そういう人たちに、この国会を通じて希望を与えていたいただきたいと思ふ。この今回の計画は、ベース・アップその他今後当然起こり得る各種の条件を予想しながら、それを計算に入れ、それを完全に遂行して、国民大衆、勤労大衆の足を完全に確保できるかどうかをお尋ねしたいのであります。

次に、具体的な問題を三つほどお尋ねいたします。

その一つは、石炭輸送の運賃についてであります。このように運賃が値上がりいたしますと、石炭産業の合理的な発展が不可能になると思ふのであります。が、通産、運輸両大臣の御所見を伺います。

その二は、農林水産物の輸送の暫定措置の問題であります。これは、ぜひとも、政府の責任におきましてこの制度を恒久化する、制度化すべきであると考えております。が、これに対する農林、運輸両大臣のお答えを願います。

その三は、貨物輸送についての取り扱いの整理の問題であります。整理の結果は、当然に農民あるいは漁民、中小企業者の負担の増を来たするのであります。これは同じく政府の責任において補てんすべきものであると考えるのであります。が、これについての政府の所見を伺います。

最後に、池田総理、運輸大臣等にお伺いしたいのは、今回の運賃値上げにつきましましては、いかようにして世論を確かめ、あるいは、これをどの程度まで取り入れたかというところであり、あるいは、庶民の生活実態をどのように理解して、把握されておるかというところであります。

昨年十二月、値上げ案が発表されました。新聞は、ことごとく筆をそろえて値上げの不当を訴へまして、政府の反省を迫つたのであります。統一、三日間ぶつ通し開かれました公聴会におきましても、業界代表はもちろんのこと、その他の第三者の学識者もほとんど大部分はこれに反対をいたしたのであります。国鉄運賃の値上げは、たれ自身に問題でありまして同時に、他の物価に影響することが大きいからでございます。今回の国鉄運賃の値上げに伴ひまして、特に、バス、電車の運賃などは当然に引き上げられるのであります。今やおそしと待機をいたしておるのであります。政府が国鉄運賃の値上げをいたしました以上、地方団体の経営にいたしております都市交通機関の値上げを抑える根拠は全くないはずであります。池田内閣は、減税減税と宣伝をいたしておりますけれども、これら国鉄料金の引き上げ四百八十六億円を筆頭にいたしまして、あるいは医療費、国民年金、郵便、ガソリン税の引き上げなどいづれも大衆のふところから出されましますいわゆる大衆取奪の金でありまして、その金は約千二、三百億の多きに達するのであります。そのほか、地方団体の営々各種公営企業、あるいは一般消費物価の値上がり等が相次いで行なわれまして、大衆の生活を強く圧迫をいたしておるのであります。

その一例として、試みに国鉄の定期券を買入人々の員数を調べてみますと、昭和三十三年には、一カ月の定期券を買入人の数と、六カ月の定期券を買入人の数はちょうど同じでありました。ところが、昭和三十四年になりましたと、一カ月の定期券を買入人が全体の八五%を占め、六カ月の定期券を買入人がわずか五%に減りました。もちろん、六カ月の定期券の方がはるかに有利なものであります。これをかうだけのままとした金がないのであります。前回、昭和三十三年の値上げの際には、鉄道経営調査会に諮問をいたしまして、一年近い調査、審議の結果に基づいて値上げ案を国会に提出いたしましたのであります。が、今回は、あまたも問答無用とばかり、抜き打ち的に提案をいたしたのであります。政府は、庶民の生活実態等をいかように把握、分析をし、あるいは現在の世論をいかように理解をして今回の提案の決意をするに至つたかを、つまびらかに聞かせ願ひたいのであります。

以上申し述べました各種の問題について、あくまでも懇切にして明確なる御答弁を、あえて国民大衆の名において要求いたします。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

選挙の公約につきましては、御承知の通り、社会保障制度拡充、減税あるいは公共投資でございます。そのもとになるものは所得倍増でございます。所得倍増に對しましては、相当公共投資が必要であるのであります。国鉄その他郵便料金等、公共料金の引き下げは公約いたしております。従ひまして、私は、公約の根本をなす所得倍増を実現するためには、この際、国鉄の運賃の引き上げはやむを得ぬと考えているのであります。もちろん、借入金、合理化等によりまして、運賃の引き上げは極力これを僅少にいたしましたのであります。私は、公約違反とは考へておりません。(拍手)なお、今後における公共料金につきましては、政府といたしましては、極力これを抑えていく考へてございます。

なお、国鉄運賃の引き上げによりまする影響につきましては、企圖庁におきましては、消費者物価につきましましては、〇・一%の影響と計算しております。私も、かく考へております。なお、貨物運賃の引き上げにおきましても、卸売物価には〇・二%影響することとに相なつております。過去の実績から申しまして、昭和二十八年には貨物並びに旅客運賃を二%上げましたが、卸売物価は下がりまして、上がつてはおりません。三十二年に貨物運賃を一六%上げましたが、三十二年は、御承知の通り、卸売物価は下がっております。こういうふうに、経済といふものは計算ずくで動くものではござい

ません。その経済運営のよろしきを得れば、鉄道運賃の引き上げぐらひは優に吸収し得るものが過去の事例であるのであります。(拍手)

〔国務大臣木暮武太夫君登壇〕
○国務大臣(木暮武太夫君) お答えを申し上げます。

日本国有鉄道は高い公共性を持つておることは、御承知の通りでございます。従ひまして、公共負担が、日本国有鉄道としてこれを相当になさなければならぬことは、論を待たないのであります。ただ、独立採算制を考えました場合に、公共負担があまりに多いといふことは、この経営を圧迫するおそれがあるものであります。要するに、このバランスをどうするかといふことが非常に重要な問題であると考えてございまして、今度、政府は、新線建設のごとき公共負担の利子補給を政府から出すことに予算を組んでおりますことは、御存じの通りでございます。すなわち、すべてを政府の金で出しています。だといふ御意見は一部にございすけれども、従来、日本の国有鉄道が、政府の直営の場合におきましても、建設資金は大体借入金、改良あるいは取りかえその他の資金といふものは利用者の負担によるということの長い沿革がございまして、私は、ある程度は、鉄道が、これを利用するところの人たちの負担によりまして自己資金を捻出するという方法をとるべきであると考えておるのであります。

それから、第一次五カ年計画が、いかに進んでないか、そうして、今度の五カ年計画は挫折するおそれはないかといふ御心配のお話がございしましたが、御承知の通り、昭和三十五年度は、第一次五カ年計画のちよと四年目に当たるのでございす。その進捗率は約六七%になつてお

ることは、御承知の通りでございます。従ひまして、公共負担が、日本国有鉄道としてこれを相当になさなければならぬことは、論を待たないのであります。ただ、独立採算制を考えました場合に、公共負担があまりに多いといふことは、この経営を圧迫するおそれがあるものであります。要するに、このバランスをどうするかといふことが非常に重要な問題であると考えてございまして、今度、政府は、新線建設のごとき公共負担の利子補給を政府から出すことに予算を組んでおりますことは、御存じの通りでございます。すなわち、すべてを政府の金で出しています。だといふ御意見は一部にございすけれども、従来、日本の国有鉄道が、政府の直営の場合におきましても、建設資金は大体借入金、改良あるいは取りかえその他の資金といふものは利用者の負担によるということの長い沿革がございまして、私は、ある程度は、鉄道が、これを利用するところの人たちの負担によりまして自己資金を捻出するという方法をとるべきであると考えておるのであります。

るのでございまして、こういうふうになりまして、第一、五カ年計画が完了いたしましたときに、金融が引き締まってきたとか、あるいはまた、資材の値上がりがあったり経費がたかさんかかったとか、仲裁裁定があったり人件費に予想せざる費用がかかったとかいろいろなことと相待ちまして、そうして十分の資金を得ることが困難であつたことが、こういうふうになつたのでございまして、しかしながら、御安心をいただきますことは、この四カ年の間にございまして、老朽設備の取りかえというふうなことは大いにでき上りまして、運輸保安上の心配、危険というものは全くございせんのですから、どうぞこの点は御安心を願ひたいと思ひます。

また、今回の計画でございまして、先ほど提案の理由に申し上げます通り、最小限度四百八十六億の自己資金を、これを国民の皆様の負担によつてやりますことと、一方では、減価償却費の繰り入れ六百億円、また、政府としても、なるべくこの際財政投資を十分にしたいというので、昨年比で百七十七億円を増加するといふ、約一千億に余る財政投資をいたしておりますので、国鉄の者もふり立つて、この金をもつて五カ年間に十分御期待に沿うような鉄道輸送の強化整備に当たりたいといふことを申ししておりますので、これも私は安心してしかるべきものであると存するのでございまして。

また、けれども、その他の仕事におきましては、要員を増すといふことは、今回の五カ年計画においてはいたさないことにするようになつておるのでございまして。あるいは統計であるとか、あるいは設計であるとかいろいろな仕事は、場合によりましては外へ注文をする等のごことによりまして、現在ある国鉄の要員を利用いたしまして、東海道線に三百三十六年度は予算をふやすことをいたした以外には、要員を増していくというふうなことはやらぬ考えでございまして。

それから、農林水産物の暫定割引についての御質問がございまして、御承知の通り、農林水産物に對しましては、もともと低いぐらゐに運賃をきめておるのでございまして。農林水産物の百一品目の物は、特別に低いところ格づけをいたしておるのでございまして、これに加えて、暫定割引を今日はいたしてございまして。

従ひまして、暫定割引といふことは運賃制度のワケ外でございまして、これは実は改めたいといふ純理上からの希望があるのでございまして。しかしながら、今回の国鉄運賃改定にあたりましては、いろいろのことを勘案して、国民の生活に影響することをよく考えまして、この農林水産物等に対する暫定割引は据え置くことにいたしましたから、これもまた御安心を願ひたいと思ひます。(拍手)

それから、石炭の運賃のことを御質問でございまして、御承知の通り、今度の国鉄の運賃改定は、国鉄が所得倍増に關連いたしまして、その使命を達成するための輸送力の強化整備をいたすため、最小限度に今度の運賃の改定をいたしたのでございまして、従ひまして、すべての品目につきまして一律に改定をいたしたのでございまして、

ら、この際、石炭がどうだ、何がどうだといふようなことを、われわれは割引に考えていくといふことは、不適当であるといふふうに考えておる次第でございまして。

それから、最後に、国鉄運賃改定に伴ひまして、バスやいろいろの交通機関の値上げがあるではないかといふお話がございまして、これも御心配はございせん。ただいま、バスの値上げ、私鉄の値上げは、われわれの手元へは参つておりません。従来といへども、私鉄やあるいはバスの運賃を改定する場合には、ケース・バイ・ケースに、一つ一つの会社の実情を調べて運賃の改定をやっておりますので、国鉄運賃改定をしたから便乗して一気にすべての交通機関の値上げがあるといふようなことは、御心配には及ばないことであると思ひ次第でございまして。(拍手)

〔国務大臣周東英雄君登壇〕
○国務大臣(周東英雄君) 農林水産物に對する公共割引制度に關しましては、ただいま運輸大臣が御答弁申し上げた通りでありますから、繰り返し申し上げます。(拍手)

〔国務大臣椎名悦三郎君登壇〕
○国務大臣(椎名悦三郎君) 石炭鉄業は、昭和三十八年度までにトン当たり千二百円の炭価の引き下げを目標として、ただいま合理化の推進をやつておる最中でございまして。従つて、今回の鉄道運賃の改正による運賃値上げ分を生産面において合理化によつて吸収するといふことは、きわめて困難な状況になるのであります。そこで、合理化目標を達成するまでの期間については、石炭鉄業に對する負担の増加を實質上回避し得るよう、何らかの特別の措置を暫定的に講じたい、かように考えておりまして、運輸大臣のお答え

がございましてけれども、関係方面と十分に折衝をして参りたい、かように考えております。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて趣旨説明に對する質疑と答弁を全部終りました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散會いたします。

午後六時二分散會

出席国務大臣
内閣総理大臣 池田 勇人君
外務大臣 小坂善太郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
農林大臣 周東 英雄君
通商産業大臣 椎名悦三郎君
運輸大臣 木暮武太夫君
建設大臣 中村 梅吉君
自治大臣 安井 謙吉君
国務大臣 迫水 久常君

出席府委員
法制局長官 林 修三君
総理府総務長官 藤枝 泉介君
運輸省鉄道監督局長 岡本 悟君

○朗読を省略した議長長の報告
(報告書受領)
一、去る二十三日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和三十五年第二・四半期における国庫の状況
(政府委員承認)
一、去る二十三日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第三十八回国会政府委員に任命することを受領した。
水産庁次長 高橋 泰彦
運輸省鉄道監督局長 廣瀬 眞一
一、去る二十五日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第三十八回国会政府委員に任命することを受領した。

十八回国会政府委員に任命することを受領した。

大蔵省主計 船後 正道
局給与課長 大澤 融
農林大臣官 房審議官
運輸省海運局長 若狹 得治
建設大臣官 高田 賢造
房審議官 柴田 榮
労働政務次官 山本 弘
消防庁総務課長 山本 弘

(政府委員免令通知受領)
一、去る二十三日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る二十三日議長において承認した高橋泰彦を同日第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る二十四日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る二十三日付議長において承認した廣瀬眞一を二十四日第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る二十五日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る二十五日議長において承認した大澤融四名(船後正道を除く)を同日第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅通知受領)
一、去る二十四日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る二十五日議長において承認した大澤融四名(船後正道を除く)を同日第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

労働政務次官 安部 清美
(二月二十四日付)
(常任委員辞任)
一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
松井 誠君
法務委員 北山 愛郎君
大蔵委員 片山 哲君
文教委員 中村三之丞君
文政委員 鈴木 義男君

昭和三十六年二月二十八日 衆議院會議録第十号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する西宮弘君の質疑 朗読を省略した議長長の報告

昭和三十六年二月二十八日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

社会労働委員 西村 榮一君
農林水産委員 松井 誠君
北山 愛郎君 松井 政吉君
運輸委員 松井 政吉君
通信委員 松井 政吉君
赤城 宗徳君 受田 新吉君
予算委員 受田 新吉君
尾関 義一君 田澤 吉郎君
飛鳥田 一雄君 島上善五郎君
横山 利秋君 井堀 繁雄君
受田 新吉君 田中幾三郎君
決算委員 田中幾三郎君
堂森 芳夫君 長谷川 保君
一、去る二十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
二宮 武夫君 坪野 米男君
法務委員 坪野 米男君
長谷川 峻君 山村新治郎君
坪野 米男君 綾部健太郎君
松田 鐵藏君 二宮 武夫君
社会労働委員 松井 政吉君
赤城 宗徳君 松井 政吉君
建設委員 松井 政吉君
綾部健太郎君 齋藤 邦吉君
松田 鐵藏君 尾関 義一君
長谷川 峻君 山村新治郎君
予算委員 山村新治郎君
小松 幹君 長谷川 保君
松井 政吉君 西村 榮一君
赤城 宗徳君 岡田 春夫君
横山 利秋君 受田 新吉君
決算委員 受田 新吉君
久保 三郎君 森本 靖君
小松 幹君 長谷川 保君
一、去る二十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 永井勝次郎君 佐々木良作君
西村 榮一君 足鹿 覺君
有馬 輝武君
一、去る二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員 永井勝次郎君
有馬 輝武君 永井勝次郎君
文教委員 永井勝次郎君
井伊 誠一君 小松 幹君
社会労働委員 小松 幹君
河野 正君 野原 覺君
農林水産委員 野原 覺君
西村 関一君 野原 覺君
予算委員 野原 覺君
小松 幹君 永井勝次郎君
野原 覺君 松井 政吉君
内海 清君 田中幾三郎君
河野 正君 石田 有全君
河野 正君 阪上安太郎君
栗原 俊夫君 島本 虎三君
田口 誠治君 西村 関一君
決算委員 西村 関一君
久保 三郎君 森本 靖君
永井勝次郎君 松井 政吉君
一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
北山 愛郎君 松井 誠君
法務委員 松井 誠君
大蔵委員 鈴木 義男君
文教委員 田澤 吉郎君
社会労働委員 片山 哲君
農林水産委員 井堀 繁雄君
松井 誠君 北山 愛郎君
島上善五郎君
運輸委員 島上善五郎君
通信委員 西村 榮一君
羽田武嗣郎君 西村 榮一君
予算委員 中村三之丞君
赤城 宗徳君 松井 政吉君
長谷川 保君

堂森 芳夫君 田中幾三郎君
佐々木良作君 西村 榮一君
久保 三郎君 山中 吾郎君
一、去る二十四日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
坪野 米男君 二宮 武夫君
法務委員 松田 鐵藏君
綾部健太郎君 松田 鐵藏君
二宮 武夫君 長谷川 峻君
山村新治郎君 坪野 米男君
社会労働委員 坪野 米男君
松井 政吉君 赤城 宗徳君
建設委員 赤城 宗徳君
長谷川 峻君 尾関 義一君
山村新治郎君 齋藤 邦吉君
綾部健太郎君 松田 鐵藏君
予算委員 松田 鐵藏君
岡田 春夫君 横山 利秋君
赤城 宗徳君 受田 新吉君
松井 政吉君 西村 関一君
長谷川 保君 西村 関一君
決算委員 西村 関一君
長谷川 保君 小松 幹君
森本 靖君 久保 三郎君
一、去る二十五日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
大蔵委員 有馬 輝武君
足鹿 覺君 有馬 輝武君
農林水産委員 足鹿 覺君
永井勝次郎君 足鹿 覺君
予算委員 足鹿 覺君
内海 清君 田中幾三郎君
永井勝次郎君 有馬 輝武君
一、去る二十七日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
大蔵委員 永井勝次郎君 有馬 輝武君
文教委員 永井勝次郎君 有馬 輝武君
小松 幹君 井伊 誠一君

社会労働委員 河野 正君
野原 覺君
農林水産委員 西村 関一君
野原 覺君
予算委員 有馬 輝武君
阪上安太郎君 有馬 輝武君
上安太郎君 石田 有全君
河野 正君 玉置 一徳君
井堀 繁雄君 島本 虎三君
栗原 俊夫君 田口 誠治君
西村 関一君 松井 政吉君
永井勝次郎君 松井 政吉君
小松 幹君 野原 覺君
決算委員 野原 覺君
松井 政吉君 永井勝次郎君
森本 靖君 久保 三郎君
一、去る二十四日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
坪野 米男君 二宮 武夫君
法務委員 松田 鐵藏君
綾部健太郎君 松田 鐵藏君
二宮 武夫君 長谷川 峻君
山村新治郎君 坪野 米男君
社会労働委員 坪野 米男君
松井 政吉君 赤城 宗徳君
建設委員 赤城 宗徳君
長谷川 峻君 尾関 義一君
山村新治郎君 齋藤 邦吉君
綾部健太郎君 松田 鐵藏君
予算委員 松田 鐵藏君
岡田 春夫君 横山 利秋君
赤城 宗徳君 受田 新吉君
松井 政吉君 西村 関一君
長谷川 保君 西村 関一君
決算委員 西村 関一君
長谷川 保君 小松 幹君
森本 靖君 久保 三郎君
一、去る二十五日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
大蔵委員 有馬 輝武君
足鹿 覺君 有馬 輝武君
農林水産委員 足鹿 覺君
永井勝次郎君 足鹿 覺君
予算委員 足鹿 覺君
内海 清君 田中幾三郎君
永井勝次郎君 有馬 輝武君
一、去る二十七日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
大蔵委員 永井勝次郎君 有馬 輝武君
文教委員 永井勝次郎君 有馬 輝武君
小松 幹君 井伊 誠一君

一、去る二十四日議員から提出した議案は次の通りである。
石炭鉱業安定法案(勝間田清一君外二十八名提出)
一、去る二十四日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
坪野 米男君 二宮 武夫君
法務委員 松田 鐵藏君
綾部健太郎君 松田 鐵藏君
二宮 武夫君 長谷川 峻君
山村新治郎君 坪野 米男君
社会労働委員 坪野 米男君
松井 政吉君 赤城 宗徳君
建設委員 赤城 宗徳君
長谷川 峻君 尾関 義一君
山村新治郎君 齋藤 邦吉君
綾部健太郎君 松田 鐵藏君
予算委員 松田 鐵藏君
岡田 春夫君 横山 利秋君
赤城 宗徳君 受田 新吉君
松井 政吉君 西村 関一君
長谷川 保君 西村 関一君
決算委員 西村 関一君
長谷川 保君 小松 幹君
森本 靖君 久保 三郎君
一、去る二十五日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
大蔵委員 有馬 輝武君
足鹿 覺君 有馬 輝武君
農林水産委員 足鹿 覺君
永井勝次郎君 足鹿 覺君
予算委員 足鹿 覺君
内海 清君 田中幾三郎君
永井勝次郎君 有馬 輝武君
一、去る二十七日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。
大蔵委員 永井勝次郎君 有馬 輝武君
文教委員 永井勝次郎君 有馬 輝武君
小松 幹君 井伊 誠一君

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
海上保安庁法の一部を改正する法律案
港灣法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
(議案受領)

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(議案受領)

一、去る二十四日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る二十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
新市町村建設促進法の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、去る二十四日委員会に付託された条約は次の通りである。
国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
外務委員会 付託

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)(予)
航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)(予)
(予)
以上三件 外務委員会 付託
(議案付託)
一、去る二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)
矯正医官修学資金貸与法案(内閣提出第六七号) 法務委員会 付託
学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号) 文部委員会 付託
農業基本法案(北山愛郎君外十一名提出、衆法第二号) 農林水産委員会 付託
以上二件 農林水産委員会 付託
割賦販売法案(内閣提出第四〇号) 商工委員会 付託
一、去る二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号) 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)
以上二件 内閣委員会 付託
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)
物品税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号) 法務委員会 付託
大蔵委員会 付託

雇用促進事業団法案(内閣提出第八〇号) 社会労働委員会 付託
魚価安定基金法案(内閣提出第七四号) 農林水産委員会 付託
漁業生産調整組合法案(内閣提出第七五号)
以上二件 農林水産委員会 付託
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一七号)
機械類賦税信用保険臨時措置法案(内閣提出第七二七号)
以上二件 商工委員会 付託
郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
以上三件 通信委員会 付託
昭和三十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和三十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
昭和三十四年度物品増減及び現在額総計算書
以上三件 決算委員会 付託
一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八一七号)
大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二二号)
海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)
以上四件 内閣委員会 付託
機械類賦税信用保険特別会計法案(内閣提出第八三三号) 大蔵委員会 付託

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)
健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)
以上三件 社会労働委員会 付託
港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号) 運輸委員会 付託
一、去る二十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)(予)
地方行政委員会 付託
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一七号)(予) 大蔵委員会 付託
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)(予) 社会労働委員会 付託
(議案送付)
一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
農業基本法案(北山愛郎君外十一名提出)
(答弁書受領)
一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員中村高一君提出ジェット飛行機の騒音防止に関する質問に対する答弁書
ジェット飛行機の騒音防止に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十六年二月十五日

提出者 中村 高一
衆議院議長清瀬一郎殿
ジェット飛行機の騒音防止に関する質問主意書
最近、米軍及び自衛隊並びに民間ジェット機の性能が強化されて、その騒音は人体に及ぼす影響の極限を越え、附近の住民は安眠できず、学校教育に支障をきたし、電話はもうろん談話すら聞えず、日常生活に各般の支障をきたしている。
一 政府は、次の諸点についていかなる措置を考えているか何いたい。
(イ) ジェット機自体に消音装置を施させること。
(ロ) 野外のエンジン・テストを中止し、完全な防音設備を施させること。
(ハ) 学校、幼稚園、保育所、病院等の附近及び民家に国費をもつて防音工事を施すこと。
(ニ) 近接住民がやむなく他地区に移転する場合、補償措置をなすこと。
二 政府は、「基地等の環境整備の調査委員会」を設置するといふが、その時期、機構、経費、運営方針いかに。
右質問する。
昭和三十六年二月二十四日
内閣総理大臣 池田 勇人
衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員中村高一君提出ジェット飛行機の騒音防止に関する質問に対する答弁書
(別紙)
衆議院議員中村高一君提出ジェット飛行機の騒音防止に関する質問に対する答弁書

昭和三十六年二月二十八日 衆議院会議録第十号 朗読を省略した議長長の報告

昭和三十六年二月二十八日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告

(自衛隊機関係)

(イ) 航空機自体に消音装置をとりつけることは困難と思われる。

(ロ) 野外におけるエンジンテストを中止することはできないが、地上騒音については、消音器の装備、防音施設の建設等によつて低減を図るべく鋭意努力中である。

なお、テストスタンドの位置及びテスト時間等についても可能な限り騒音の影響を低減するための配慮を加えている。

(ハ) 防衛庁では従来、教育施設を優先して防音工事を実施してきており、逐次病院についても実施したいと考えている。民家等に関しては今後慎重に検討すべきものと考えているが、早急実施は困難である。

(ニ) 近接の住民が騒音のため、移転することが真にやむを得ない場合には適当な移転補償をする考えである。

(米軍機関係)

(イ) 米軍用ジェット機自体にとりつける適切な消音装置が製作されるにいたっていないので、いまだその取り付け方について米軍に申し入れを考慮していない。

(ロ) 騒音防止申し入れに対し、米軍においては、作戦上やむを得ない場合のほか、野外のエンジンテスト、深夜のジェット機の始動及び飛行をしないことなど、積極的な協力を示している。

特に住宅地域に隣接する基地については、テスト場の移転、テスト時間の制限、消音装置の使用あるいは完全防音装置の整備等の設置等効果的措置を講ずるよう日米間で目下検討中である。

(ハ) 米軍機による騒音に対しては、昭和二十八年法律第二百四十六号

特別損失補償法施行以来、学校教育法による学校、医療法による病院等に対して、防音工事を実施してきたが、最近、機種の變更に伴い騒音度が増大し、防音のため木造校舎を鉄筋化する必要が増加しているのので、まず教育施設に対し集約的に工事を推進することとしている。したがつて、現行法令に定めのある幼稚園、医療施設の防音工事も遅延のやむなきに至る状況であるので、保育所、民家等、新規対象の防音工事早急実施は困難である。

(ニ) 米軍ジェット機の騒音による被害のため、近接住民が他地区に移転を希望する場合のすべてについて、補償措置を行なうことは、財政上からも困難であるが、航空法にいう進入表面下のごとく、ジェット機のコースの直下にある住民が騒音のほか危険感、爆風等による被害もあわせて受けているものについては、補償措置を講じてきている次第である。

(イ) 民間航空で使用するジェット機については、すでに各国とも推力の低減する機性をしるび、全部消音装置を施している。また、その改良については各国とも真剣に研究を重ねている現状である。

(ロ) ジェットエンジンのオーバーホール後のテストは、防音装置を実施した構造物で行なっている。また、その他のテスト(短時間)については、人家から最も離れた飛行場内の個所で行ない、騒音を海面に向けるよう配慮するとともに、プラストフェンスを設ける等騒音防止の効果をあげるよう努力している。

(民間空港関係)

(イ) 民間空港においては、漸次ジェット機の運航回数も増加し、空港周辺の住民に対し、少なからざる影響を与えている現状にあるので、目下、地元公共団体、住民代表をも含めた騒音対策協議会を設置してその対策を鋭意検討中である。

なお、最近羽田空港周辺で行なつた騒音調査の結果によると、自衛隊、米軍機についての補償基準には達していない。

政府としては、米軍および自衛隊の使用する飛行場演習場等の基地に関連して生起する騒音による被害およびその他の各種被害を防止または減少して、これら基地の円滑な維持運営をはかるため、積極的に基地周辺の環境整備等を有効適切に実施し、かつ、従来の各行政機関による個別的措置のほか、これらを総合的に処理する方途を立てるための協議会を設けることとしているが、その組織等は次のとおりである。

(一) 組織

総理府総務長官を会長、総理府総務副長官を副会長とし、委員には、関係行政機関の職員を充てることとしている。

(二) 経費

総理府所管各種協議会運営の経費のうちからこれに充当する。

(三) 時期

本協議会は、設置のための協議が整い次第閣議決定により設置する予定である。

右答弁する。

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所 東京都新宿区西大塚一丁目一五
大蔵省印刷局
電話九段0313-1 三 郵政